神戸学生青年センター・朝鮮史セミナー

「ハンセン病元患者家族として
－国家賠償訴訟を訴えて－」

講師：黄光男（ファン・ガンナム）さん
（兵庫在日外国人人権協会事務局長、
ハンセン病元患者家族の集団訴訟原告団副団長）

●日時：２０１６年６月１０日（金）
午後７時～８時半

●会場：神戸学生青年センター
TEL 078-851-2760
（阪急六甲下車徒歩3分、JR六甲道下車徒歩10分）

●参加費：６００円

●主催：神戸学生青年センター

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1
TEL 078-851-2760
FAX 078-821-5878
URL http://ksyc.jp/ e-mail info@ksyc.jp

ハンセン病引き裂かれた家族

強制隔離 国の責任問う

あす第2次提訴 兵庫から計20人

国が長年続けたハンセン病強制隔離政策で、患者本人だけでなく、家族も深刻な差別や偏見を受けたとして、元患者の家族らが国に損害賠償と謝罪を求める第2次訴訟が29日、熊本地裁に提起される。原告は1、2次を合わせ全国で約500人、兵庫でも約20人に上る。家族の離散を強いられた兵庫の原告は「これだけの怒りの結集を、国は正面から受け止めてほしい」と語る。（木村信行）

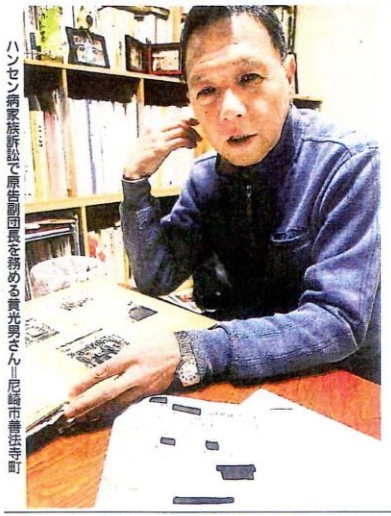
ハンセン病家族訴訟で原告副団長を務める黄光男さん＝尼崎市善法寺町

尼崎の黄さん実名公表「苦しみ訴える」

「黙っとったらあかん。誰かが、この苦しみを伝えないと」

匿名の原告が多い中、尼崎市職員で原告副団長の黄光男さん（60）＝尼崎市＝は実名で裁判を闘うと決めた。半世紀以上、ハンセン病家族であることを隠していたが、今年2月の1次提訴後、職場の仲間に初めて伝えた。

大阪府吹田市生まれ。母と姉がハンセン病と診断されたのは、自身がまだ1歳のとき。2人は岡山県の国立療養所「長島愛生園」に隔離された。

大阪府が作成した母の患者台帳に、こんな記述が残る。

（強硬に勧奨するも、子どものことを言い立て聞き入れず）

子どもは4人。兄は重度障害児だった。母は必死で隔離に抵抗したが、府職員が近所の人に一家の様子を聞きうわさが広がった。

ある日、銭湯で「もう来たらあかん」と告げられ、母は家族との生活をあきらめた。

「私の人生、何だったのか」

加古川市の女性（64）は、きょうだい3人で原告に名を連ねる。

神戸市内の中学を卒業する直前、母親がハンセン病と診断された。防護服を着た保健所職員が住んでいたアパートを丸ごと消毒。逃げるように転居した。

母は静岡県の療養所に隔離された。「顔が変形している人もいる。びっくりせんとってな」と告げられる。母もこうなるのか。不安で押しつぶされそうになった。親戚には「もう遊びに来るな」と言われ、大工の父は解雇され、翌年に病死。昼間は働き、定時制高校で学んだ。友人には「お母さんは結核で入院している」とごまかした。

加古川の女性 偏見恐れ生活40年超

偏見を恐れ、匿名で原告になることを選んだ女性＝加古川市内

21歳。夫になる男性に初めて母の病気を打ち明けた。夫は家族に反対され、勘当されたが結婚を選んでくれた。

それから40年以上。母は94歳になった。このまま彼岸を立てずに生きようか。迷ったが、裁判を決意した。

「私の人生って何だったのか。国の責任をはっきりさせたいんです」

訴訟 ハンセン病元患者家族の集団訴訟らい菌による感染症「ハンセン病」に対し、国は1907年に隔離政策を開始。らい予防法に基づき、全国13カ所の療養所に患者を収容し、堕胎や断種を強いた。同法は96年に廃止され、2001年の熊本地裁判決は隔離政策の違憲性を認め、国は元患者に謝罪と補償を行った。家族の被害に対する一時金などは支払われておらず、今年2月、元患者の家族59人が1人当たり500万円の賠償を求めて熊本地裁に提訴。請求権は今3月末で消滅するため、2次提訴が最後の見通し。匿名で原告になる人が多い。

1956年、黄さんは1人、岡山県の児童養護施設に預けられた。8年後、ハンセン病が治り、園を出た母が迎えに来た。「この人、だれ」。家族はいないと思い込んでいた。戸惑った。

尼崎での新生活はぎこちなかった。毎日、薬を飲む母に「何の病気？」と尋ねたことがある。母は口に手を添え、声を潜めた。「らい病や」。そのしぐさで、人に言ってはいけない病気と理解した。

一家はハンセン病を隠し通した。

2001年、国の隔離政策の違憲性が認められ、名誉は回復されたが家族は話題にもしなかった。母は03年、81歳で亡くなった。黄さんは言う。

「幼少期に引き離され、両親とは最後まで心の絆を築けなかった。すべての原因は国の隔離政策。私たちが隠れる必要はないはずだ」

神戸新聞 2016.3.28